

農業者のための労災保険のご案内

農業者も労災保険に加入できます

労災保険は、業務上の原因により怪我や疾病にあわれた労働者や遺族に対して、必要な保険給付を行い、金銭的な援護を図る国の制度ですが、農業者の方も一定の要件のもとに特別加入という形で加入することができます。

特別加入できる労災保険の制度は3種類です

1. 特定農作業従事者



畜産農家、果樹農家、専業農家にお勧めです

補償対象作業

土地の耕作・開墾、植物の栽培・採取、家畜・蚕の飼育の作業で次に掲げるもの

- ① 動力により駆動される機械を使用する作業
- ② 高さが2m以上の箇所における作業
- ③ サイロ、むろ等酸欠危険場所における作業
- ④ 農業散布の作業
- ⑤ 牛・馬・豚に接触し、またはそのおそれのある作業
- ⑥ 上記作業に密接不可分に付随する準備・後始末作業

加入資格

経営耕地面積2 $\frac{1}{2}$ 以上または年間農畜産物販売金額300万円以上の自営農業者(家族従事者等含む)、または地域営農集団の構成農家で組織全体で上記の条件を満たす農家

2. 指定農業機械作業従事者



農作業受託農家、農機を使用される農家にお勧めです

補償対象作業

土地の耕作・開墾、植物の栽培・採取の作業であって、指定農業機械を使用する作業及びこれに直接付帯する作業

※指定農業機械

動力耕うん機その他の農業用トラクター、動力溝掘機、自走式田植機、自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除機、自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫機、トラックその他自走式運搬機、動力揚水機、動力草刈機、動力カッター、動力摘採機、動力脱穀機、動力剪定機、動力剪枝機、チェーンソー、単軌条式運搬機、コンベヤー

加入資格

自営農業者(労働者以外の家族従事者等含む)であって15歳以上の方(中学校在学中を除く)

3. 中小事業主等



雇用者のある農業経営者にお勧めです

補償対象作業

労働者に対して決められた所定労働時間内、労働者の時間外・休日労働に応じてする農作業時(準備・後始末作業含む)、通勤時の事故や疾病

加入資格

年間100日以上労働者を使用することが見込まれる事業主およびその家族従事者

また以下の2つの要件を満たすことが必要です

- ①雇用する労働者についての労働保険関係が成立していること
- ②労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

1. 労災保険に加入するには

農業者で、JAの組合員の方が対象となります。JA阿波町の窓口(経済部販売課)を通じて、特別加入団体である徳島県農業機械等安全推進協議会労働保険事務組合に特別加入のお申込みをいただきます。加入希望の日から14日前にお申込み願います。

「特定農作業従事者」、「指定農業機械作業従事者」として特別加入する場合は、保険料とは別に、特別加入者1人につき、年間1500円の事務手数料が必要です。また「中小事業主等」として加入する場合は、上記の事務組合に事務委託のうえ、事業主及び家族従事者と雇用労働者がセットで加入することになりますので、保険料とは別に、特別加入者1人あたり年間1500円と、雇用労働者の労災保険料の15%相当額が手数料として必要です。

2. 雇用労働者の労災保険の加入

特定農作業従事者、指定農業機械作業従事者のいずれかの労災保険に特別加入する時に、雇用している人がある場合、その雇用労働者にも労災保険が適用されます。また、常時使用の雇用労働者が5人未満の個人経営の場合にあっては、特別加入はしないが、雇用労働者だけ労災保険に任意加入することができます。いずれの場合も、上記の事務組合に事務委託をすることで加入できます。

3. 保険料

年間の保険料は年間の農業収入に基づき保険料算定基礎額(給付基礎日額×365日)と農業所得がほぼ等しくなるよう3,500円～25,000円の範囲から給付基礎日額を選択して下さい。

給付基礎日額(単位円)

3,500	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000
12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000	24,000	25,000

(保険料の計算方法)

特定農作業従事者 給付基礎日額×365日×保険料率(1000分の9)

指定農業機械作業従事者 給付基礎日額×365日×保険料率(1000分の3)

中小事業主等 給付基礎日額×365日×保険料率(1000分の13)

* 月途中の加入でも1ヶ月分の保険料が必要となります。 * 保険料率は平成27年度料率
(参考) 雇用労働者に対する労災保険料 賃金総額×保険料率(1000分の13) (農業)

4. 補償の内容について

- | | |
|-----------|---|
| ①療養(補償)給付 | 必要な治療が自己負担なしで受けられます。 |
| ②休業(補償)給付 | 休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の80%相当額が支給されます。 |
| ③障害(補償)給付 | 障害の程度に応じた年金または一時金が支給されます。 |
| ④遺族(補償)給付 | 遺族人数に応じた遺族年金または遺族一時金が支給されます。 |
| ⑤葬祭料 | 給付基礎日額に応じた額が支給されます。 |
| ⑥傷病(補償)年金 | 傷病等級に応じた額が支給されます。 |
| ⑦介護(補償)給付 | 障害(補償)年金または傷病(補償)年金を受給している方のうち一定の障害の方で介護を受けている方に支給されます。 |

お申込・お問合せにつきましては、JA阿波町経済部販売課までお願いします。